

## 令和元年度監査結果について

### (趣旨)

令和元年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果について、①経済産業大臣への報告及び②委員会HPへの公表を行うに当たり、事務局案についてご審議いただく。

ご了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたい。

### 主なポイント

令和元年度監査結果を経済産業大臣へ資料4-1（電気）及び資料4-2（ガス）により報告するとともに、資料4-3により委員会HPにおいて公表する。

なお、公表に際しては、事業者名を記載せずに指摘事項の概要のみ記載する。

### <監査結果の要旨（概要）>

#### 1. 電気事業

##### （1）主な重点監査項目

- ① 約款の運用等及び託送供給等に伴う禁止行為に関する監査等  
工事費負担金の分割払いが認められる基準が整理・明確化されたこと等を踏まえ、工事費負担金の精算が適切に行われているか等を重点的に確認した。
- ② 託送供給等収支に関する監査  
託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施することから、昨年度に引き続き、自社送配電外部門との社内取引に係る収益及び費用計上や調整力に係る費用計上が適切に行われているかを重点的に確認した。

##### （2）監査の結果

6事業者において10件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

### (3) 指摘事項の状況

(単位：件)

	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査 <例> ・損益計算書の計上区分誤り	1
③ 部門別収支に関する監査 <例> ・退職給与金の配賦方法誤り ・委託費の配賦方法誤り	2
④ 託送供給等収支に関する監査 <例> ・退職給与金の配賦方法誤り ・委託費の配賦方法誤り	5
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 <例> ・工事費負担金の精算遅れ	2
合 計	10

## 2. ガス事業

### (1) 主な重点監査項目

#### ① 託送供給収支に関する監査

昨年度の監査において指摘事項が多数検出されたこと、また、託送料金に係る事後評価に際しては、引き続き、託送収支計算書を基に実施することから、ガス導管事業者の託送収支について重点的に確認した。

#### ② 財務諸表に関する監査

平成30年度のガス導管事業者の収支状況等の事後評価において、内管工事に係る収支が適正に管理されていないケースがあることが明らかとなり、各一般ガス導管事業者に対して適正に管理するよう資源エネルギー庁から周知を行ったところ。

これを踏まえ、各社が内管工事に要した収益・費用が「受注工事勘定」をもって適切に整理しているかを重点的に確認した。

### (2) 監査の結果

120事業者において212件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

(3) 指摘事項の状況

(単位：件)

	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査 <例> ・受注工事損益の整理誤り ・勘定科目の整理誤り	45(−)
③ 部門別収支に関する監査 <例> ・入力ミスによる配賦計算誤り	1(1)
④ 託送供給収支に関する監査 <例> ・供給販売費の地域別配賦計算の誤り ・特別損失の配賦方法誤り ・補償料収入の算定誤り	166(11)
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	—
合　　計	212(12)

※ () 内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

経済産業省

官 印 省 略  
番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法第114条第3項等の規定に基づく監査の報告

電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第2項により委任された同法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第25条の10第2項により委任された同法附則第21条に規定する監査の結果について、電気事業法第114条第3項及び改正法附則第25条の10第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

## 令和元年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（14社）に対して実施した令和元年度の監査結果の概要是以下のとおり。

### 1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、令和元年度監査においては、主な重点監査項目として、託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施することから、昨年度に引き続き、社内取引に係る収益及び費用計上が適切に行われているか「託送供給等収支」を重点的に確認した。また、工事費負担金の分割払いが認められる基準が整理・明確化されたこと等を踏まえ、工事費負担金の精算が適切に行われているかなど「約款の運用等及び託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

### 2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成30事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、令和元年度中に実施したもの。

### 3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又は電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

### 【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	14	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	11	—	—	—	—	—
書面監査実施数	3	—	—	—	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	14
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	11
書面監査実施数	—	—	—	—	—	3

## 4. 監査の内容

### ①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

### ②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

### ③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

### ④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

### ⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第23条及び同法第27条の12において準用する同法第23条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

## 5. 一般送配電事業者等の監査の結果

令和元年度において実施した監査の結果、6事業者において10件の指摘事項があった。

これについては、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査 <例> ・損益計算書の計上区分誤り	1
③ 部門別収支に関する監査 <例> ・退職給与金の配賦方法誤り ・委託費の配賦方法誤り	2
④ 託送供給等収支に関する監査 <例> ・退職給与金の配賦方法誤り ・委託費の配賦方法誤り	5
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 <例> ・工事費負担金の精算遅れ	2
合　　計	10

## 関係条文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）[抜粋]

（禁止行為等）

第23条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の使用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約に基づき調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- (2) その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（準用）

第27条の12 第7条から第11条まで、第13条、第14条、第22条、第23条、第27条第1項、第27条の2及び第27条の3の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第7条第2項及び第4項並びに第8条第2項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同条第1項中「第6条第2項第4号」とあるのは「第27条の7第2項第4号」と、同条第2項及び第10条第3項中「第5条」とあるのは「第27条の6」と、第9条第1項中「第6条第2項第5号」とあるのは「第27条の7第2項第5号」と、同条第2項中「第6条第2項第2号若しくは第3号」とあるのは「第27条の7第2項第2号若しくは第3号」と、第22条第1項及び第23条第1項第2号中「、送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

（勧告）

第66条の12 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第66条の13 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、

第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(監査)

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第106条

(略)

3 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

第107条

(略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第114条 経済産業大臣は、第106条第3項並びに第107条第2項（中略）の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条の規定による権限並びに第106条第3項及び第5項並びに同条第7項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第107条第2項及び第5項並びに同条第7項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の

一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）[抜粋]

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

附則第2条

(略)

2 前項の規定により新電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して1月以内に新電気事業法第2条の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(略)

(監査)

附則第21条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第16条第1項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第25条の2 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

附則第25条の3 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第25条の6 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を使用した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第25条の7 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を使用した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、

経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第25条の10 経済産業大臣は、附則第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第21条の規定による権限並びに第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

## 令和元年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	禁止行為	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、精算完了まで最長14ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等、合理的な理由があったとは認め難いものがあった。 *調書件数490件、精算完了まで8ヶ月以上を要した案件は45件で、いずれも事務工程管理等の不足。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項 (約款遵守) ②託送供給等約款 (工事費負担金の申受けおよび精算)
2	禁止行為	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、精算完了まで最長17ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等、合理的な理由があったとは認め難いものがあった。 *調書件数248件、精算完了まで8ヶ月以上を要した案件は8件で、いずれも事務工程管理等の不足。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項 (約款遵守) ②託送供給等約款 (工事費負担金の申受けおよび精算)
3	財務諸表	委託費の損益計算書上の計上区分(販売費と一般管理費)誤り	カスタマーセンターのサーバー「開発機」用のソフトウェア使用許諾料が販売費に計上され、カスタマーセンターのサーバー「本番機」用のソフトウェア使用許諾料が一般管理費に計上されていた。	両者はいずれもカスタマーセンターのサーバーに関するソフトウェアの使用許諾料であり、同一の計上科目(一般管理費)を用いることが適当と考えられる。なお、この誤りにより、託送収支・部門別収支について修正をする。	電気事業会計規則 別表第一
4	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	超過利潤計算書の算定に当たり、基準接続供給費用比の算定誤りにより、適正な算定方法となつていなかった。 なお、平成28年度及び平成29年度計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第18.
5	託送収支	社内取引明細表の算定誤り	社内取引明細表における基準託送供給料金相当額等取引収益について、適正な算定方法となつていなかった。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1第1表
6,7	託送収支・部門別収支	退職給与金の配賦方法誤り	退職給与金の8部門への直課方法について、適正な算定方法(配分比率)となつていなかった。 なお、平成28年度及び平成29年度計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12.(1) みなし小売電気事業部門別収支計算帰属 別表第1 6.(3)
8,9	託送収支・部門別収支	一般管理費(委託費)の配賦比率の算定誤り	一般管理費の8部門整理の際、直課により難い「その他委託費」の配賦比率の算定において、振替前※の電気事業営業費用の値を用いて当該比率を算定していた。 ※電気事業営業費用について、費用の発生の主な原因を勘案し、一部の部門間で費用の振替を行っている	諸元の確認を入念に行い、一般管理費の配賦比率を算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12.(1) みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第2 6.(2)②
10	託送収支	託送収支計算書の公表誤り	令和元年7月末に事業者HPで公表済の平成30年度託送収支計算書の一部について、誤って古いバージョンのものを公表していた。	公表用資料の内容確認を入念に行い、公表を行うべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則第4条第2項

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、本省・局名及び事業者名を追記して報告する。

経済産業省

官 印 省 略  
番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第189条第3項等の規定に基づく監査の報告

ガス事業法(昭和29年法律第51号)第189条第2項により委任された同法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成29年政令第40号。以下「整備政令」という。)第38条第1項により委任された電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「改正法」という。)附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2に規定する監査の結果について、ガス事業法第189条第3項、整備政令第38条第2項及び改正法附則第41条第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

## 令和元年度ガス事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（236社）に対して実施した令和元年度の監査結果の概要は以下のとおり。

### 1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、令和元年度監査においては、主な重点監査項目として、託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施することから、昨年度に引き続き、託送収支が適正に計算されているか「託送供給収支」を重点的に確認した。また、平成30年度のガス導管事業者の収支状況等の事後評価において、内管工事が適正に管理されていないケースがあることが明らかになったことを踏まえ、一般ガス導管事業者の内管工事に要した収益・費用が受注工事勘定をもって適切に整理しているか「財務諸表」を重点的に確認した。

### 2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成30事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、令和元年度中に実施したもの。

### 3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者が実施した。

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又はガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	28	11	37	90	8	4
現地立入監査実施箇所数	10	12	23	29	8	4
書面監査実施数	18	-	14	61	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	19	14	3	28	1	236
現地立入監査実施箇所数	19	14	3	19	1	142
書面監査実施数	-	-	-	9	-	102

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者であっても一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者のライセンス毎に実施した数等を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

#### 4. 監査の内容

##### ①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

##### ②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

##### ③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

##### ④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

## ⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条及び第80条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

### 5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

令和元年度において実施した監査の結果、120事業者において212件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかつたが、所要の指導を行つた。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査 <例> ・受注工事損益の整理誤り ・勘定科目の整理誤り	45（－）
③ 部門別収支に関する監査 <例> ・入力ミスによる配賦計算誤り	1（1）
④ 託送供給収支に関する監査 <例> ・供給販売費の地域別配賦計算の誤り ・特別損失の配賦方法誤り ・補償料収入の算定誤り	166（11）
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	—
合　　計	212（12）

※（）内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

## 関係条文

### ○ガス事業法（昭和29年法律第51号）[抜粋]

（禁止行為等）

第54条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（次号及び第80条第1項において「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- (2) その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（禁止行為等）

第80条 特定ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- (2) その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（監査）

第170条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第171条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所そ

の他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(勧告)

第178条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

第179条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

第189条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第170条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第171条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第172条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号） [抜粋]

（旧一般ガスみなしがス小売事業者の供給義務等）

附則第22条 みなしがス小売事業者（附則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしがス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしがス小売事業者に係る第5号旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第5号新ガス事業法第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。附則第28条第1項において同じ。）間の適正な競争関係が

確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第2項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

（略）

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第5号旧ガス事業法第7条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条第3項から第10項まで、第18条から第20条まで、第26条、第26条の2、第45条の2、第47条の6、第48条、第49条、第50条及び第52条の2第4項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第1項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第33条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第34条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

附則第37条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第38条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第41条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第33条並びに第34条第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかにその結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号）【抜粋】

(権限の委任)

第38条 経済産業大臣は、改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第1項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)

○改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）【抜粋】

(監査)

第45条の2 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

## 令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	部門別収支	営業外費用の配賦方法誤り	営業外費用について、機能別原価項目の金額比で、「自由・規制・その他」部門に配賦すべきところ、算定方法の誤りにより、あるべき配賦計算になっていた。当該誤りにより、「その他」部門に営業外費用が過大に配賦され、「自由・規制」部門に営業外費用が過少に配賦されていた。 なお、平成29年度部門別収支計算書においても同様の誤りが確認された。	省令に基づき、適切に配賦すべきである。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則別表第1 4.
2	託送収支	供給販売費の地域別配賦計算の誤り	供給販売費、「委託作業費」を各地域へ配賦するに当たり、基礎データの入力誤りにより配賦比率を誤って計算していた。	適切な配賦率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
3	託送収支	託送資産明細書の運転資本の算定誤り	一般管理費のコストプールの集計において、託送資産明細書の運転資本の算定に用いる「減価償却費」及び「固定資産除却損」の集計誤りにより、託送資産明細書の運転資本の金額が誤って計上されていた。	適切なコストプール集計を行い算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
4	託送収支	特別損失の配賦方法	特別損失は、発生の主たる要因に応じて直接配賦。ただし、これにより難い場合にあっては、機能別原価項目の金額比とすべきところ、ガス事業以外の関係会社への投資に係る関係会社投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入額、関係会社投資損失引当金繰入額を機能別原価項目の金額比で配賦している。	当該特別損失については、発生の主たる要因に応じてガス事業以外のその他部門へ直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)
5	託送収支	補償料収入の算定誤り	社内取引項目に係る補償料収入のうち、契約最大払出ガス量超過補償料の超過量の積み上げ誤りがあった。 また、過年度の託送収支計算書についても確認したところ、平成29年度において契約最大払出ガス量超過補償料が発生しているにもかかわらず、この計上が漏れていた。	根拠資料を入念に確認の上、適正に社内取引に係る補償料収入の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
6	託送収支	供給販売費(修繕費)の機能別原価項目への配賦誤り	供給販売費を機能別原価項目に整理する際、建物修繕費の金額にはNW部門と非NW部門の両方の機能別原価項目に係る金額を含んでいたにもかかわらず、NW部門のみの機能別原価項目に配賦していた。 また、平成29年度託送収支計算書においても同様の誤りが確認された。	省令に基づき、内容に応じて直接配賦又は配賦比率により適切に託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)及び(2)①
7	託送収支	需給調整費の計上漏れ	必要調整力の確保先が自社製造部門のみであり、必要調整力に係る社内合意書が無い場合には、料金改定による原価洗い替えが行われない限りにおいて、原価に織り込んだ需給調整費単価及び必要調整力を使用するものとする必要があるところ、需給調整費の計上が漏れていた。	省令に基づき、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
8	託送収支	資金調達金額(支払利息及び社債発行費)の算定誤り	機能別配賦を行い導管部門の資金調達金額を算定しているが、その配賦先に誤りがあった。「受入設備、貯蔵設備、気化設備、導管設備、基地共通、発電所共通」の期首原価比率を用いて資金調達を配賦し、そのうち「基地共通、発電所共通」に配賦されたものを「受入設備、貯蔵設備、気化設備、導管設備」の期首原価比率を用いて再配賦するべきであるところ、「導管設備」を含めずに再配賦をしていた。	「導管設備」も含めた「受入設備、貯蔵設備、気化設備、導管設備」に、「基地共通、発電所共通」の金額を再配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (5)
9	託送収支	補償料等収入の計上区分誤り	「年次契約中途減少更改補償料」及び「契約最大払出量超過補償料」については、それぞれ「自社託送収益」及び「事業者間精算収益」に含めて計上されている。	「年次契約中途減少更改補償料」及び「契約最大払出量超過補償料」については、「その他託送供給関連収益」の「補償料等収入」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)(6)
10	託送収支	検討料収入の計上漏れ	検討料収入が発生しているにもかかわらず、その他託送供給関連収益に計上されていなかった。	検討料収入はその他託送供給関連収益に適切に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
11	託送収支	特別利益の配賦率の算定誤り	旧事業所の土地・建物等の売却に伴う売却益に、託送に係る配賦率を乗じて特別利益を算定する際、昨年度の配賦率を用いて算定していた。	省令に基づき、適正な配賦率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (4)
12	託送収支	資金運用に係る営業外収益、資金調達に係る営業外費用の未計上	資金運用収益、資金調達費用については料金原価に算入されていないことを理由に未計上であった。	省令に基づき、適正に算定された比率により、それぞれ収益、費用を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1)及び(5)
13	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	「想定原価と実績費用の乖離額」の算定にあたり、託送供給関連部門原価から調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の額を控除すべきところ、託送収支計算書上の法人税等の額を控除する誤りがあった。	託送収支計算規則の改正(超過利潤計算書の様式変更)に伴い、超過利潤計算書上の「調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等」の額を計上して算定を行るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
14	託送収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	託送収支計算規則の改正(事業税算出方法の変更)に伴い、地方税の定めにより算出した収入課税(一般ガス導管事業分)の額を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
15	託送収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	託送収支計算規則の改正(事業税算出方法の変更)に伴い、地方税の定めにより算出した収入課税(一般ガス導管事業分)の額を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
16	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	超過利潤計算書における「税引前託送供給関連部門当期純利益」欄に「託送供給関連部門当期純利益」の額を計上する誤りがあった。	託送収支計算規則の改正(超過利潤計算書の様式変更)に伴い、託送収支計算書上の「税引前託送供給関連部門当期純利益」の額を計上して算定を行るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
17	託送収支	自社託送収益の算定誤り	託送収支計算書作成において、自社託送収益に誤って受注工事収益が合算して入力されていた。	自社託送収益には、受注工事収益を除いて整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
18	託送収支	営業外収益の計上誤り	託送収支計算書作成において、営業外収益(雑収入・その他)が誤って入力されていた。	直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」に整理し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
19	託送収支	営業外収益の計上誤り	託送収支計算書作成において、営業外収益(雑収入・その他)が誤って入力されていた。	直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」に整理し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
20	託送収支	自社託送収益の算定誤り	託送収支計算書の作成に当たって、自社託送収益、事業税、営業外収益等の算定に誤りがあったため、適切な配分基準が算定されておらず、託送収支計算書が誤って作成されていた。	適切な配分基準により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表1 1.(2)
21	託送収支	託送費用の整理誤り	供給販売費の機能別展開において検針作業に係る委託作業費用は直接配賦するべきところ、総人員費により配賦していた。	委託内容から、検針と集金項目に直課するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
22	託送収支	託送費用の整理誤り	供給販売費の機能別展開において検針作業に係る委託作業費用は直接配賦するべきところ、総人員費により配賦していた。	委託内容から、検針と集金項目に直課するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
23	託送収支	託送費用の整理誤り	一般管理費に事業税を含め算定していた。	事業税を除き算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
24	託送収支	事業税の算定誤り	平成29度の課税標準となる額を使用し事業税を算出していた。	平成30年の課税標準となる額を使用し事業税を算出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-2.(4)
25	託送収支	託送収支計算書作成誤り	託送収支計算書作成において、営業費用の委託作業費に入札等を行わず、また、実施の確認がとれないコンサルティング費用が合算されていた。	託送供給関連業務に該当する費用に基づき作成するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
26	託送収支	配賦係数の算定方法誤り	供給販売費の機能別原価への配分に使用する導管延長比の算定を、平成28,29,30年度の「新設」導管長により算定していた。	導管延長によるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-2. (2)①
27	託送収支	機能別原価への配分方法の間違い	一般管理費のうち「宣伝広告関連」「システム関連」の機能別原価への配分を人員比で行っていた。	直課もしくは機能別原価金額比で実施するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
28	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない ・導管延長数に間違いがあった ・電力使用量、水道使用量の年度集計が誤っていた	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
29	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
30	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
31	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・導管延長数に間違いがあった	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
32	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
33	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
34	託送収支	一般管理費のコストプールへの区分入力誤り	一般管理費のコストプールへの区分において、一般管理費の運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料を記入すべきところ供給販売費の値が記入されていた。	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
35	託送収支	ガス事業に係る営業外収益の整理誤り	営業外収益の「その他」に、営業雑収益に整理すべきガス内管撤去工事収益が算入されていた。	ガス撤去工事収益は、料金収入比の算定には関係しない。また、当該収益は営業雑収益に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
36	託送収支	営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定において、営業外収益項目には「雑収入」の直接配賦分+「その他」の直接配賦分を整理すべきところ、直接配賦以外の値が算入されていた。また、営業外費用項目には「資金調達」+「雑支出等」の直接配賦分+「その他」の直接配賦分を整理すべきところ、直接配賦以外の値が算入されていた。	正確に記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-3.
37	託送収支	特別利益・損失に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	特別利益・損失に係る機能別原価項目金額比の算定において、一般管理費及び特別損失に算入すべき項目を誤っていた。	正確に記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-3.
38	託送収支	機能別配賦係数の整理誤り	一般管理費の機能別配賦係数の整理について、総人員比、固定資産金額比の一部に記載誤りがあった。	実態どおりの比率により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
39	託送収支	料金収入比の算定誤り	料金収入比の算定において、損益計算書に記載している額と異なる額により計算していた。	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
40	託送収支	託送収支計算書作成誤り	雑収入・その他の営業外収益の機能別展開において、営業外収益その他の直接配賦と機能別原価配賦の按分計算が誤っていた。	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
41	託送収支	一般管理費のコストプールへの区分入力誤り	一般管理費に直課できない費用のコストプールへ区分の土地建物関連について固定資産金額比により配賦していた。	機能別原価項目の金額比により機能別原価に配賦するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
42	託送収支	営業外費用に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	営業外費用を機能別展開し、託送供給関連部門の金額を合算するところ、合算すべき項目が誤っていた。	託送供給関連部門の費用である項目を集計するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表1-3(2)(3)
43	託送収支	超過利潤計算書の作成誤り	第1表超過利潤計算書が旧様式で作成されていた。	定められた計算書を作成するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第5条
44	託送収支	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定に係る配分係数の算出を誤り、減価償却費を誤つて算出していた。	正確に算出し記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
45	託送収支	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定に係る配分係数の算出を誤り、減価償却費を誤つて算出していた。	正確に算出し記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
46	託送収支	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定に係る配分係数の算出を誤り、減価償却費を誤つて算出していた。	正確に算出し記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
47	託送収支	託送資産明細書の記載誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定で機能別に託送供給関連部門特定が存在するにもかかわらず、託送供給関連部門特定の算出を行っていないかった。	全ての機能別展開を逆算により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
48	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
49	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
50	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
51	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、固定資産除却費の控除が漏れていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
52	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
53	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、諸経費に労務費を算入していた。 また控除項目の算定において減価償却費の逆算の機能別展開表で従量項目を記載していた。	諸経費には労務費を合算せず、また、従量項目は記載するべきではない。 正確に記載し算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第2-1.及び2.
54	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、機能別原価項目に誤算定値を使用していた。	諸経費には労務費を合算せず、また、従量項目は記載するべきではない。 正確に記載し算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第2-1.及び2.
55	託送収支	料金収入比の算定誤り	損益計算書と異なる誤った額により料金収入比を算定していた。	正確に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
56	託送収支	前期超過利潤累積額の記載誤り	平成30年度に行ったガス導管事業者の収支状況の事後評価において、新制度になった4~12月分の当期超過利潤累積額及び当期内部留保相当額を事業者に報告を求めたが、通年となっていないその数値を勘違いして前期超過利潤累積額等に記載していた。当期超過利潤累積額等もその数値を使用して算出していた。	前年度分の「当期超過利潤累積額」等を転記して、算出するべきである。	託送収支計算規則 別表第3. 2. (1) 託送収支計算規則 別表第3. 4. (1)
57	託送収支	前期超過利潤累積額の記載誤り	平成30年度に行ったガス導管事業者の収支状況の事後評価において、新制度になった4~12月分の当期超過利潤累積額等を事業者に報告を求めたが、通年となっていないその数値を勘違いして記載していた。	前年度分の「当期超過利潤累積額」を転記するべきである。	託送収支計算規則 別表第3. 2. (1)
58	託送収支	託送収支計算書の整理誤り	託送収支を計算する際に、エクセルシートの入力の時に段ずれし、託送供給関連部門当期純利益ほかの数値に誤りがあった。また、託送資産明細書の運転資本ほかにも誤りがあった。	誤入力が無いか十分に確認して算出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条及び第4条
59	託送収支	託送収益明細表の誤計算	託送収益明細表の合計単価を計算する際、誤つて「その他託送供給関連収益(自社検討料収入)」を含めて算定していた。	託送収益明細表の合計単価を計算する際は、託送供給収益、自社託送収益及び事業者間精算収益の合計とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
60	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の機能別合計金額比の算定において、コストプールに区分した一般管理費(直接配賦+配賦)を合計に含めていなかったため、一般管理費が正しく算定されていなかった。	一般管理費の機能別合計金額比を算定する際は、コストプール区分した一般管理費(直接配賦+配賦)も合計に含めて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)②
61	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものが雑収入に計上されていなかった。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
62	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
63	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
64	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
65	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
66	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものが「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
67	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
68	託送収支	託送収益明細表の誤計算	託送収益明細表の合計単価を計算する際、誤つて「その他託送供給関連収益」を含めて算定していた。	託送収益明細表の合計単価を計算する際は、託送供給収益、自社託送収益及び事業者間精算収益の合計とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
69	託送収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、誤つて供給管を含めた投資額を記載していた。	本支管投資額実績表には、供給管を除いた投資額を記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
70	託送収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、本支管投資額にガス事業法施行規則様式第60第6表(供給計画 第6表)の実績見込が計上していた。	本支管投資額実績表において、本支管投資額にはガス事業法施行規則様式第60第6表(供給計画 第6表)の実績を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
71	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
72	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(6)
73	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理するべきところ事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、計算規則に基づき、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)
74	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値(帳簿価額)をもとに算定するべきところ、設備勘定(有形)の直課・直課不能分を整理する際、取得原価の期首期末平均値を用いて算定していた。	設備勘定(有形)の直課・直課不能分を整理する際は、取得原価ではなく帳簿価額の期首期末平均値を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
75	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものの内、一部の項目について雑収入に計上するべきところ、誤って資金運用に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
76	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
77	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
78	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(6)
79	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
80	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
81	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、「自己託送(自家消費分)」に係る収益の計上を失念していた。	自社託送収益の算定において、自家消費分を導管部門、非導管部門(小売部門等)に按分し、この内、非導管部門の自家消費分に係る託送収益を自己託送として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(2)
82	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものの内、一部の項目について雑収入に計上するべきところ、誤って資金運用に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
83	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(6)
84	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、「自己託送(自家消費分)」に係る収益の計上を失念していた。	自社託送収益の算定において、自家消費分を導管部門、非導管部門(小売部門等)に按分し、この内、非導管部門の自家消費分に係る託送収益を自己託送として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(2)
85	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
86	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(6)
87	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、「自己託送(自家消費分)」に係る収益の計上を失念していた。	自社託送収益の算定において、自家消費分を導管部門、非導管部門(小売部門等)に按分し、この内、非導管部門の自家消費分に係る託送収益を自己託送として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(2)

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
88	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
89	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別配賦する際に用いる固定資産金額比の算定において、本来、計上すべきではない固定資産を誤って計上していた。	供給販売費を機能別配賦する際は、固定資産を適正に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)
90	託送収支	資金運用の算定誤り	資金運用に係る営業外収益の算定に当たり、売上高比により整理したのちに料金収入比で整理していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(1)に基づき行つた資金運用に係る営業外収益の算定に誤りがあった。資金運用に係る営業外収益は料金収入比により整理すべきであり、売上高比により整理したのちに料金収入比で整理する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(1)
91	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	託送供給関連部門のその他の営業外収益の整理に当たり、ガス事業に係わる貸倒引当金戻入額の整理において、洗替法による託送供給関連部門の貸倒引当金戻入額を売上高比を用いて整理していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(3)に基づき行つた託送供給関連部門のその他の営業外収益の整理に不適切な部分があつた。ガス事業に係わる貸倒引当金戻入額の整理において、洗替法による託送供給関連部門の貸倒引当金戻入額を売上高比を用いて整理する方法は不適切であり、先期に計上した貸倒引当金線入額により整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(3)
92	託送収支	その他の営業外収益およびその他の営業外損益の算定誤り	営業外収益及び費用の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)(3)に基づき行つた営業外収益及び費用の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあり、適正に算出された機能別原価項目金額比を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)(3)
93	託送収支	特別損失の算定誤り	特別損失の算定において、機能別原価項目金額比の算定に用いるその他の営業外収益に誤りがあるため算定された機能別原価項目金額比に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)に基づき行つた特別損失の算定において、機能別原価項目金額比の算定に用いるその他の営業外収益に誤りがあるため算定された機能別原価項目金額比に誤りがあり、適正に算出された機能別原価項目金額比を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)
94	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されておらず、適正に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3
95	託送収支	事業税の算定誤り	地方税法に基づく法人事業税の申告の際に購入ガス費及び事業者精算費を控除して課税標準となる収入金額を算定しているにも係わらず、事業税の託送収支分を算定する際に託送収益から事業者間精算費を控除せずに託送収支分の事業税を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)に基づき行つた事業税の算定に誤りがあった。地方税法に基づく法人事業税の申告の際に購入ガス費及び事業者精算費を控除して課税標準となる収入金額を算定しているにも係わらず、事業税の託送収支分を算定する際に託送収益から事業者間精算費を控除せずに託送収支分の事業税を算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)
96	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されておらず、適正に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3
97	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、以下の不適切な処理を行つたことから供給販売費うち労務費、その他経費、減価償却費が適正に算定されていなかった。 ・その他経費に委託作業費の一部が算入されていなかった。 ・その他経費のうち委託販売費について、直接配賦することが適当な費用についても人員比率で配賦して整理していた。 ・営業費明細表における供給販売費用の労務費(給料、賞与、法定福利費)に誤りがあることから、託送収支計算書における供給販売費用についても労務費(給料、賞与、法定福利費)が適正に算定されていなかった。 ・機能別原価項目の算定に用いる供給販売費の減価償却費が、ガス事業にかかる費用として整理した供給販売費の減価償却費と異なっていた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)①に基づき行つた供給販売費の整理において、不適切な処理を行つたことから供給販売費うち労務費、その他経費、減価償却費が適正に算定されておらず、規則に基づき適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)①
98	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を用いて算定する際に、地方税法に基づく法人事業税の申告する際には、購入ガス費及び事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、託送収益から事業者間精算費を控除せず託送供給に係る事業税を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)に基づき行つた事業税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を用いて算定する際に、地方税法に基づく法人事業税の申告する際には、購入ガス費及び事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、託送収益から事業者間精算費を控除せず託送供給に係る事業税を算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)
99	託送収支	一般管理費の算定誤り	規則別表第1 2.(2)③に基づき行つた一般管理費の整理において、誤った供給販売費を用いて算定された機能別原価項目金額比を算定に用いていることから一般管理費が適正に算定されていなかった。	規則別表第1 2.(2)③に基づき行つた一般管理費の整理において、誤った供給販売費を用いて算定された機能別原価項目金額比を算定に用いていることから一般管理費が適正に算定されていない。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)③
100	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、保険事務手数料の算入もあること、また、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、その他営業外収益が適正に算定されていなかった。また、同表3.(7)に基づき行つたその他の営業外費用の整理についても、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(3)に基づき行つたその他の営業外収益の整理において、保険事務手数料の算入もあること、また、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、その他営業外収益が適正に算定されていない。また、同表3.(7)に基づき行つたその他の営業外費用の整理についても、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、適正に算定されていない。規則に基づき適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(3)
101	託送収支	特別損失の算定誤り	特別損失の整理において、供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比に誤りがあることから、特別損失が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)に基づき行つた特別損失の整理において、供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比に誤りがあり、適切に算定された機能別原価項目金額比を用いて特別損失を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
102	託送収支	運転資本の算定誤り	託送収支計算書の供給販売費及び一般管理費に誤りがあるため、託送資産明細書のうち運転資本が適正に算定されていなかった。	託送資産明細書のうち運転資本については、供給販売費及び一般管理費に誤りがある託送収支計算書に基づき算定されているため、正確に算定された託送収支計算書に基づき算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2_2.
103	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適切に作成されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、適正に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3
104	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定において、当該事業者は、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る)に該当しない事業者であるにも係わらず、課税標準となる収入に対する託送収益の比により算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(4)に基づき行つた事業税の算定において、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る)に該当しない事業者は事業税を地方税法の定めるところにより算定した額とすべきであり、課税標準となる収入に対する託送収益の比により算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(4)
105	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等の算定において、算定に用いる営業利益に誤りがあるため法人税等が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_3.(9)に基づき行つた法人税等の算定において、算定に用いる営業利益に誤りがあるため、適正に算定された営業利益の値を用いて法人税等を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_3.(9)
106	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の整理において、供給販売費及び一般管理費の金額に誤りがあるため、自社託送収益が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_1.(2)に基づき行つた自社託送収益の整理において、適正に供給販売費及び一般管理費を算定し自社託送費用比率を求め、ガス売上高に乗じて自社託送収益を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_1.(2)
107	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、固定資産税及び道路占用料が適正に計上されていなかった。	規則別表第1_2.(2)①に基づき行つたガス事業に係る供給販売費の整理において、適正に固定資産税及び道路占用料を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(2)①
108	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の整理において、租税課金が適正に計上されていなかった。また、供給販売費で整理すべき貸倒引当金繰入額を一般管理費として整理していた。	規則別表第1_2.(2)②に基づき行つたガス事業に係る一般管理費の整理において、事業税を除いて租税課金を計上するべきである。また、貸倒引当金繰入額は一般管理費ではなく供給販売費で整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(2)②
109	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の整理において、課税標準となる収入については事業税申告書におけるガス供給業に係る収入金額の課税標準額とすべきところ、製品(ガス)売上、営業雑収益、附帯事業収益の合計額を計上していた。	規則別表第1_2.(4)に基づき行つた事業税の整理において、課税標準となる収入については事業税申告書におけるガス供給業に係る収入金額の課税標準額とすべきであり、製品(ガス)売上、営業雑収益、附帯事業収益の合計額により算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(4)
110	託送収支	運転資本の算定誤り	託送収支計算書の供給販売費及び一般管理費に誤りがあるため、託送資産明細書のうち運転資本が適正に算定されていなかった。	供給販売費及び一般管理費に誤りがある託送収支計算書に基づき運転資本が算定されているため、正確に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2_1.
111	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、補償料が算入されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.に基づき行つた託送費用の整理について、補償料を算入し、適正に供給販売費のその他経費を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.
112	託送収支	事業者が定める算定方法の未届出	事業税の算定において、規定と異なる算定方法により算定しているにもかかわらず、規則第六条に定める届出が行われていなかった。	規則別表第1_2.(4)に基づき行つた事業税の算定において、規定と異なる算定方法により算定していることから、規則第六条に定める届出をするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(4)
113	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等の算定において、算定結果が零を下回るため零とすべきところ、零を下回る額を計上していた。	規則別表第1_3.(9)に基づき行つた法人税等の算定において、算定結果が零を下回るため、零とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_3.(9)
114	託送収支	法人税等の算定誤り	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の算定において、零を下回る場合については零とすべきところ、零を下回る額を計上していた。	規則別表第3_1.(3)に基づき行つた調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の算定において、零を下回るため、零とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3_1.(3)
115	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、適正に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3_1.、2.、4.
116	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定方法としては、営業費等(減価償却費(資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とするべきである。	運転資本の算定方法としては、営業費等(減価償却費(資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2_2.

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
117	託送収支	託送資産(設備勘定(有形))の算定誤り	託送資産(設備勘定(有形))の算定に当たり、期末の額により算定していた。	期首期末平均又は期央残高の額により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
118	託送収支	託送費用の算定誤り	本来は営業外費用のその他で算定すべき料金原価に織り込まれていなかつた要因のものを雑支出等に含めて算定していた。	営業外費用のうち、雑支出等は、ガス事業託送料金算定規則別表第1第1表(2)により織り込まれたもので整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.
119	託送収支	託送資産(無形固定資産)の算定誤り	無形固定資産の一般管理設備に、重複した金額を計上して算定していた。	無形固定資産は、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
120	託送収支	託送資産(長期前払費用(及び運転資本))の算定誤り	長期前払費用の一般管理設備の額が「直課分合計」欄に計上されていたため、結果として「直課不能分及び一般管理設備合計」欄に計上がなかった。	長期前払費用は、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
121	託送収支	営業外収益・費用の算定誤り	営業外収益・費用に、ガス事業に係るもの以外の数値を含めて算定していた。	営業外収益・費用は、ガス事業に係る収益・費用により、適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.
122	託送収支	配賦係数の設定誤り	託送供給関連部門に係る営業外収益、営業外費用及び特別損失を整理する際、275/365を乗じて算定していた。	営業外収益、営業外費用及び特別損失を整理する場合は、適正な配賦係数を用いて整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.
123	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定に当たり、1.5月分/12月で算定するところを1.5月分/9月で算定していた。	運転資本の算定方法としては、営業費等(減価償却費(資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
124	託送収支	営業外収益・費用の算定誤り	営業外収益・費用に、ガス事業に係るもの以外の数値を含めて算定していた。	営業外収益・費用は、ガス事業に係る収益・費用により、適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.
125	託送収支	配賦係数の設定誤り	租税課金の一部について、人員比ではなく、車両比により整理していた。	独自ルールを採用する場合以外は、規則で定められた配賦係数を用いて適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.2.(2)①
126	託送収支	託送費用の算定誤り	供給販売費のその他経費を整理する際、需要開発費を計上せずに算定していた。	託送費用を整理する際、供給販売費を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.2.(2)①
127	託送収支	託送資産(設備勘定(有形)及び無形固定資産)の算定誤り	託送資産(設備勘定(有形)及び無形固定資産)を算出する際、期首の数値を入力すべきところを誤って期末の数値を入力していたため、結果として期末の数値の額となっていた。	設備勘定(有形)及び無形固定資産は、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
128	託送収支	特別損失の算定誤り	特別利益・損失の機能別原価項目金額比の算定において、営業外収益の減算及び営業外費用の加算がなく、また直接配賦分ではない特別損失を加算して算定していた。	特別損失の整理は、直接発生の主たる要因に応じて直接配賦、または適正な機能別原価項目金額比を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.(8)
129	託送収支	託送資産(建設仮勘定、設備勘定(有形))の算定誤り	従前の供給約款料金算定時のレートベースにより算定していた。	決算確定値をもとに、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
130	託送収支	「自社託送収益」のうち自己託送分の計上漏れ	自社が使用するガスについて、自己託送(自社ネットワーク部門以外が使用するガス)と自家消費(自社ネットワーク部門が使用するガス)に区分し、そのうち自己託送に区分したものを「自社託送収益」に計上すべきであるが、この計上が漏れていた。	自己託送分を適正に算定し、自社託送収益に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.1.(1)
131	託送収支	供給販売費の誤記入	「供給販売費」(配賦前)のうち賃借料の算定に当たり、製造費の電算機賃借料を加えて算定していた。	「供給販売費」(配賦前)のうち賃借料の算定に当たり、製造費の電算機賃借料を加えるべきではない。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.2.(2)
132	託送収支	営業外収支の誤記入	「営業外収支」のうち資金運用等及び資金調達の算定に当たり、ガス事業以外の経費を加えて算定していた。	「営業外収支」のうち資金運用等及び資金調達の算定に当たり、ガス事業とその他事業を按分した数値を用いるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.2.(2)

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
133	託送収支	本支管投資額の算定誤り	「託送資産明細書の本支管投資額実績表」のうち本支管投資額の算定に当たり、供給管の投資額を加えて算定していた。	「託送資産明細書の本支管投資額実績表」のうち本支管投資額の算定に当たり、供給管の投資額は除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2(「託送供給収支計算手法の概要」第4章1.(2))
134	託送収支	事業税の算定における課税標準となる額及び固定資産除却損の誤記入	事業税の算定における課税標準となる額を、平成30年度の数値を記載するところ、平成29年度の数値を記載していた。託送資産の配賦において、供給販売費の控除項目を算定するのに、供給販売費以外の固定資産除却損を加えて算定していた。	事業税の算定における課税標準となる額は、平成30年度の数値を記載するべきである。託送資産の配賦において、供給販売費の控除項目を算定するのに、供給販売費のみの固定資産除却損で算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4) 及び別表第2 1.
135	託送収支	旅費交通費及び教育費の誤記入	旅費交通費及び教育費を全て一般管理費に計上していた。	供給販売費の旅費交通費及び教育費は、供給販売費に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
136	託送収支	託送資産明細書の誤記入	特定導管投資額実績表の直近実績に誤った金額を記入していた。	過年度の実績額を正確に記入するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
137	託送収支	託送収支計算書の自社託送収益算定方法の誤り	自社託送収益について、非承認事業者にもかかわらず、承認事業者の算定方法で算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
138	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員比、総人員比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
139	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる固定資産金額比率を誤って算定していた。また、需要開発費及び委託作業費の中で、託送費用として特定できない費用を託送費用に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定できるものは直接配賦し、それ以外は配賦基準比によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(1)(2)
140	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定期、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
141	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦する際、直接配賦すべき内容の中でシステム関連等を人員比で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定できるものは直接配賦し、それ以外は機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
142	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費の租税課金が、財務諸表の営業費明細表(供給販売費)の租税課金と一致していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2
143	託送収支	託送収支計算書の営業外収益算定誤り	営業外収益の資金運用の算定にあたり、料金収入比を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正な料金収入比により資金運用に係る営業外収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3(1)
144	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費の賃借料を配賦基準に従い、配賦する際、賃借料の内訳項目である[導管関連]と[その他]の金額を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
145	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
146	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	一般管理費の託送費用を抽出する際、機能別展開において、コストプール区分した費用の一部が適切に反映されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定できるものは直接配賦し、それ以外は機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
147	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定誤り	自社託送収益については、当該事業者の個別需要家の販売量に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額を算定することになっているが、この方法に基づき算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
148	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる嘱託人員比、固定資産金額比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
149	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	運転資本について、一般管理費の控除金額が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本は、営業費等から減価償却費、固定資産除却損等を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2
150	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる総人員比、固定資産金額比の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
151	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	供給販売費を配賦する際、託送費用として特定できる費用(消耗品)を直接配賦していなかった。また、託送費用として特定できない費用(委託作業費)を託送費用に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用として特定できるものは、直接配賦して、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(1)、(2)
152	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	ガスマーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスマーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)③
153	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	ガスマーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスマーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)③
154	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	ガスマーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスマーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)③
155	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
156	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる導管延長比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
157	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
158	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定誤り	自社託送収益について、託送供給約款不要承認事業者は、ガス売上高に、ガス事業に係る費用の合計額に占める自社託送費用の割合を乗じて算定するが、供給販売費のみを自社託送費用とし、一般管理費が合算されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1(2)
159	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる人員比、固定資産金額比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
160	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
161	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に配賦の根拠となる固定資産金額比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
162	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	ガスマーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスマーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)③
163	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる導管延長比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
164	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	ガスマーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスマーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)③
165	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	託送費用に業務区分「小売」に該当する集金業務が含まれていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送供給等関連業務に係る費用(託送費用)を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条、別表第1 2(3)
166	託送収支	託送供給関連部門事業報酬額の算定誤り	託送供給関連部門事業報酬額の算定方法を誤っていた。	直近の託送供給料金を設定した際に整理した料金算定期間規則様式第3第1表の事業報酬額を原価算定期間の年数で除した額に修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (4)
167	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	託送供給関連部門事業報酬額の算定において、託送供給約款の料金設定の際の事業報酬額と異なる額により算定したため、事業報酬額が誤っていた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (1)
168	財務諸表	勘定科目の分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
169	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
170	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
171	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
172	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
173	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
174	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
175	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
176	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
177	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
178	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
179	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
180	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
181	財務諸表	勘定科目的分類誤り	需要家ガス撤去工事を営業外収益／雑収入に計上していた。	受注工事勘定をもって整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
182	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(自社員が実施した工事)に要した費用のうち、労務費を振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
183	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(自社員が実施した工事)に要した費用のうち、労務費を振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
184	財務諸表	固定資産の除却もれ	撤去済みの設備に関する舗装が、固定資産台帳に記載されていた。	設備の撤去に伴い、当該舗装は使用が廃止されていることから、該当勘定から減額するべきである。	ガス事業会計規則第6条、第3項

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
185	財務諸表	受注工事勘定の整理について	受注した都市ガス内管工事及び暖房機取り付け工事を一括して受注工事収益に計上していた。	都市ガス内管工事は「営業雑収益／受注工事収益」へ、暖房機取り付けは「営業雑収益／その他雑収益」へ整理するべきである。	ガス事業会計規則第2条、11条別表第1
186	財務諸表	勘定科目の分類誤り	附帯事業であるプロパンガス需要家に対する費用を供給販売費／需要開発費に計上していた。	供給販売費／需要開発費には計上するべきではない。	ガス事業会計規則第12条、第13条
187	財務諸表	受注工事費用に関係ない工事材料混入	内管工事に使用していない工事材料を受注工事勘定に計上していた。	受注工事勘定には計上するべきではない。	ガス事業会計規則第11条
188	財務諸表	受注工事費用及び収益の算出誤り	損益計算書の受注工事費用及び受注工事収益に本支管支障移設工事(仮設分)及びその他営業雑工事(ボイラー工事等に伴う給排水等)のものが含まれており、また、直営の社員による内管工事に係る労務費が含まれていなかった。	内管工事に関する費用及び収益のみを計上し、その他はその他営業雑費用及び収益に計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
189	財務諸表	二部門以上に共通する費用の配賦誤り	様式第8「営業費明細表」の供給販売費に電力料、水道料及び使用ガス費が配賦されていなかった。	直接配賦できる費用以外は、適当な基準により各部門に配賦するべきである。	ガス事業会計規則取扱要領 第95号
190	財務諸表	受注工事費用及び収益の算出誤り	損益計算書の受注工事費用及び受注工事収益にその他営業雑工事(ボイラー工事等に伴う給排水等)のものが含まれていた。	内管工事に関する費用及び収益のみを計上し、その他はその他営業雑費用及び収益に計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
191	財務諸表	二部門以上に共通する費用の配賦誤り	様式第8「営業費明細表」の製造費及び供給販売費に旅費交通費及び教育費が配賦されていなかった。	関係費用は直接配賦できるものはするべきである。	ガス事業会計規則第2条
192	財務諸表	営業費明細書の算定誤り	ガス事業会計規則第2条第4項第4号に規定する営業費明細表の作成に当たり、労務費(給料、賞与、法定福利費)について前年度実績額を振替前金額として算定したため、営業費明細表が適切に作成されていなかった。また、これにより損益計算書も適切に作成されていなかった。	ガス事業会計規則第2条第4項第4号に規定する営業費明細表の作成に当たり、労務費(給料、賞与、法定福利費)について前年度実績額を振替前金額として算定したため、営業費明細表が適切に作成されていない。また、これにより損益計算書も適切に作成されていない。当年度実績額を振替前金額として算定するべきである。	ガス事業会計規則第2条第4項第4号
193	財務諸表	配管工事の労務費単価の処理誤り	配管工事を発注する同社は、工事材料については毎年価格の見直しを行っているものの、労務費については平成7年当時作成の単価表を20年以上使用継続、工事費の積算、契約等を行っていた。	工事費の積算を適正にするべきである。	ガス事業会計規則第4条
194	財務諸表	労務費振替の算定誤り	請負工事について、施工管理を含めて契約先に工事を任せており、同社は現場管理等を行っていないにもかかわらず一定割合で労務費振替を行っていた。	労務費振替の算定を適正にするべきである。	ガス事業会計規則第4条
195	財務諸表	固定資産額の算定誤り	請負工事について、一部に修繕費が含まれていたにもかかわらず、工事費全額を固定資産額に計上していた。	固定資産額の算定を適正にするべきである。	ガス事業会計規則第3条
196	財務諸表	建設仮勘定の処理誤り	固定資産の建設工事において、書類上及びシステム上も建設仮勘定が台帳により処理されていなかった。	建設仮勘定を台帳により適正に処理するべきである。	ガス事業会計規則第5条
197	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していないかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
198	財務諸表	勘定科目の誤り	収入金額を課税標準とする事業税は、一般管理費に整理すべきところ、損益計算書の法人税等に計上していた。	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするもの)は、一般管理費に整理するべきである。	ガス事業会計規則別表第1
199	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事は受注工事勘定に計上、整理しなければならないところ、損益計算書の「その他営業雑収益」及び「その他営業雑費用－器具販売費用」に整理していた。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
200	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
201	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
202	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
203	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
204	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
205	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
206	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
207	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
208	財務諸表	勘定科目の誤り	収入金額を課税標準とする事業税が、一般管理費に整理されていなかった。また、雑収入である補償金を受注工事売掛金で整理し、その他未収入金で整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするもの)は、一般管理費に整理するべきである。また、製品売上代金及び営業雑収益以外の未収額は未収入金で整理するべきである。	ガス事業会計規則第21条 別表第一
209	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
210	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
211	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
212	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、本省・局名及び事業者名を追記して報告する。

# News Release



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令和 2 年 9 月 ● 日  
電力・ガス取引監視等委員会

## 令和元年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の概要について公表します

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、令和元年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。

### 1. 概要

電気事業法及びガス事業法に基づく監査は、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に委任されているところです。

令和元年度における監査は、電気事業者(14社)及びガス事業者(236社)に対して実施し、本日、監査の結果について取りまとめを行いましたので、当該結果の概要を公表するものです。

### 2. 添付資料

- ・(別添1)令和元年度電気事業監査の結果について
- ・(別添2)令和元年度ガス事業監査の結果について

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

統括ネットワーク事業管理官 伊藤

電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

## 令和元年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（14社）に対して実施した令和元年度の監査結果の概要是以下のとおり。

### 1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、令和元年度監査においては、主な重点監査項目として、託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施することから、昨年度に引き続き、社内取引に係る収益及び費用計上が適切に行われているか「託送供給等収支」を重点的に確認した。また、工事費負担金の分割払いが認められる基準が整理・明確化されたこと等を踏まえ、工事費負担金の精算が適切に行われているかなど「約款の運用等及び託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

### 2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成30事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、令和元年度中に実施したもの。

### 3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又は電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

### 【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	14	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	11	—	—	—	—	—
書面監査実施数	3	—	—	—	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	14
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	11
書面監査実施数	—	—	—	—	—	3

## 4. 監査の内容

### ①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

### ②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

### ③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

### ④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

### ⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第23条及び同法第27条の12において準用する同法第23条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

## 5. 一般送配電事業者等の監査の結果

令和元年度において実施した監査の結果、6事業者において10件の指摘事項があった。

これについては、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査 <例> ・損益計算書の計上区分誤り	1
③ 部門別収支に関する監査 <例> ・退職給与金の配賦方法誤り ・委託費の配賦方法誤り	2
④ 託送供給等収支に関する監査 <例> ・退職給与金の配賦方法誤り ・委託費の配賦方法誤り	5
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 <例> ・工事費負担金の精算遅れ	2
合　　計	10

## 関係条文

### ○電気事業法（昭和39年法律第170号）[抜粋]

（禁止行為等）

第23条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の使用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約に基づき調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- (2) その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（準用）

第27条の12 第7条から第11条まで、第13条、第14条、第22条、第23条、第27条第1項、第27条の2及び第27条の3の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第7条第2項及び第4項並びに第8条第2項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同条第1項中「第6条第2項第4号」とあるのは「第27条の7第2項第4号」と、同条第2項及び第10条第3項中「第5条」とあるのは「第27条の6」と、第9条第1項中「第6条第2項第5号」とあるのは「第27条の7第2項第5号」と、同条第2項中「第6条第2項第2号若しくは第3号」とあるのは「第27条の7第2項第2号若しくは第3号」と、第22条第1項及び第23条第1項第2号中「、送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

（勧告）

第66条の12 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第66条の13 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、

第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(監査)

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第106条

(略)

3 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

第107条

(略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第114条 経済産業大臣は、第106条第3項並びに第107条第2項（中略）の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条の規定による権限並びに第106条第3項及び第5項並びに同条第7項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第107条第2項及び第5項並びに同条第7項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の

一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）[抜粋]

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

附則第2条

(略)

2 前項の規定により新電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して1月以内に新電気事業法第2条の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(略)

(監査)

附則第21条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第16条第1項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第25条の2 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

附則第25条の3 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

附則第25条の6 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を使用した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

附則第25条の7 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を使用した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、

経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第25条の10 経済産業大臣は、附則第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第21条の規定による権限並びに第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

## 令和元年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	禁止行為	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、精算完了まで最長14ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等、合理的な理由があったとは認め難いものがあった。 *調書件数490件、精算完了まで8ヶ月以上を要した案件は45件で、いずれも事務工程管理等の不足。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項 (約款遵守) ②託送供給等約款 (工事費負担金の申受けおよび精算)
2	禁止行為	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、精算完了まで最長17ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等、合理的な理由があったとは認め難いものがあった。 *調書件数248件、精算完了まで8ヶ月以上を要した案件は8件で、いずれも事務工程管理等の不足。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等をしているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項 (約款遵守) ②託送供給等約款 (工事費負担金の申受けおよび精算)
3	財務諸表	委託費の損益計算書上の計上区分(販売費と一般管理費)誤り	カスタマーセンターのサーバー「開発機」用のソフトウェア使用許諾料が販売費に計上され、カスタマーセンターのサーバー「本番機」用のソフトウェア使用許諾料が一般管理費に計上されていた。	両者はいずれもカスタマーセンターのサーバーに関するソフトウェアの使用許諾料であり、同一の計上科目(一般管理費)を用いることが適当と考えられる。なお、この誤りにより、託送収支・部門別収支について修正をする。	電気事業会計規則 別表第一
4	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	超過利潤計算書の算定に当たり、基準接続供給費用比の算定誤りにより、適正な算定方法となつていなかった。 なお、平成28年度及び平成29年度計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第18.
5	託送収支	社内取引明細表の算定誤り	社内取引明細表における基準託送供給料金相当額等取引収益について、適正な算定方法となつていなかった。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1第1表
6,7	託送収支・部門別収支	退職給与金の配賦方法誤り	退職給与金の8部門への直課方法について、適正な算定方法(配分比率)となつていなかった。 なお、平成28年度及び平成29年度計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12.(1) みなし小売電気事業部門別収支計算帰属 別表第1 6.(3)
8,9	託送収支・部門別収支	一般管理費(委託費)の配賦比率の算定誤り	一般管理費の8部門整理の際、直課により難い「その他委託費」の配賦比率の算定において、振替前※の電気事業営業費用の値を用いて当該比率を算定していた。 ※電気事業営業費用について、費用の発生の主な原因を勘案し、一部の部門間で費用の振替を行っている	諸元の確認を入念に行い、一般管理費の配賦比率を算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12.(1) みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第2 6.(2)②
10	託送収支	託送収支計算書の公表誤り	令和元年7月末に事業者HPで公表済の平成30年度託送収支計算書の一部について、誤って古いバージョンのものを公表していた。	公表用資料の内容確認を入念に行い、公表を行うべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則第4条第2項

## 令和元年度ガス事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（236社）に対して実施した令和元年度の監査結果の概要は以下のとおり。

## 1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、令和元年度監査においては、主な重点監査項目として、託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施することから、昨年度に引き続き、託送収支が適正に計算されているか「託送供給収支」を重点的に確認した。また、平成30年度のガス導管事業者の収支状況等の事後評価において、内管工事が適正に管理されていないケースがあることが明らかになったことを踏まえ、一般ガス導管事業者の内管工事に要した収益・費用が受注工事勘定をもって適切に整理しているか「財務諸表」を重点的に確認した。

## 2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成30事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、令和元年度中に実施したもの。

## 3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者が実施した。

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、書面監査を実施又はガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	28	11	37	90	8	4
現地立入監査実施箇所数	10	12	23	29	8	4
書面監査実施数	18	-	14	61	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	19	14	3	28	1	236
現地立入監査実施箇所数	19	14	3	19	1	142
書面監査実施数	-	-	-	9	-	102

※ 現地立入監査実施箇所数と書面監査実施数は、同一事業者であっても一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者のライセンス毎に実施した数等を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

#### 4. 監査の内容

##### ①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

##### ②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

##### ③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

##### ④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

##### ⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条及び第80条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

#### 5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

令和元年度において実施した監査の結果、120事業者において212件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかつたが、所要の指導を行つた。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査 <例> ・受注工事損益の整理誤り ・勘定科目の整理誤り	45（—）
③ 部門別収支に関する監査 <例> ・入力ミスによる配賦計算誤り	1（1）
④ 託送供給収支に関する監査 <例> ・供給販売費の地域別配賦計算の誤り ・特別損失の配賦方法誤り ・補償料収入の算定誤り	166（11）
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	—
合　　計	212（12）

※（）内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

## 関係条文

### ○ガス事業法（昭和29年法律第51号）[抜粋]

（禁止行為等）

第54条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（次号及び第80条第1項において「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- (2) その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（禁止行為等）

第80条 特定ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- (2) その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（監査）

第170条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第171条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所そ

の他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(勧告)

第178条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

第179条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

第189条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第170条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第171条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第172条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号） [抜粋]

（旧一般ガスみなしがス小売事業者の供給義務等）

附則第22条 みなしがス小売事業者（附則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしがス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしがス小売事業者に係る第5号旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第5号新ガス事業法第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。附則第28条第1項において同じ。）間の適正な競争関係が

確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第2項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

（略）

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第5号旧ガス事業法第7条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条第3項から第10項まで、第18条から第20条まで、第26条、第26条の2、第45条の2、第47条の6、第48条、第49条、第50条及び第52条の2第4項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第1項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第33条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第34条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

附則第37条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第38条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第41条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第33条並びに第34条第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかにその結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号）【抜粋】

(権限の委任)

第38条 経済産業大臣は、改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第1項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)

○改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）【抜粋】

(監査)

第45条の2 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

## 令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	部門別収支	営業外費用の配賦方法誤り	営業外費用について、機能別原価項目の金額比で、「自由・規制・その他」部門に配賦すべきところ、算定方法の誤りにより、あるべき配賦計算になっていた。当該誤りにより、「その他」部門に営業外費用が過大に配賦され、「自由・規制」部門に営業外費用が過少に配賦されていた。 なお、平成29年度部門別収支計算書においても同様の誤りが確認された。	省令に基づき、適切に配賦すべきである。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則別表第1 4.
2	託送収支	供給販売費の地域別配賦計算の誤り	供給販売費、「委託作業費」を各地域へ配賦するに当たり、基礎データの入力誤りにより配賦比率を誤って計算していた。	適切な配賦率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
3	託送収支	託送資産明細書の運転資本の算定誤り	一般管理費のコストプールの集計において、託送資産明細書の運転資本の算定に用いる「減価償却費」及び「固定資産除却損」の集計誤りにより、託送資産明細書の運転資本の金額が誤って計上されていた。	適切なコストプール集計を行い算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
4	託送収支	特別損失の配賦方法	特別損失は、発生の主たる要因に応じて直接配賦。ただし、これにより難い場合にあっては、機能別原価項目の金額比とすべきところ、ガス事業以外の関係会社への投資に係る関係会社投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入額、関係会社投資損失引当金繰入額を機能別原価項目の金額比で配賦している。	当該特別損失については、発生の主たる要因に応じてガス事業以外のその他部門へ直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)
5	託送収支	補償料収入の算定誤り	社内取引項目に係る補償料収入のうち、契約最大払出ガス量超過補償料の超過量の積み上げ誤りがあった。 また、過年度の託送収支計算書についても確認したところ、平成29年度において契約最大払出ガス量超過補償料が発生しているにもかかわらず、この計上が漏れていた。	根拠資料を入念に確認の上、適正に社内取引に係る補償料収入の算定を行るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
6	託送収支	供給販売費(修繕費)の機能別原価項目への配賦誤り	供給販売費を機能別原価項目に整理する際、建物修繕費の金額にはNW部門と非NW部門の両方の機能別原価項目に係る金額を含んでいるにもかかわらず、NW部門のみの機能別原価項目に配賦していた。 また、平成29年度託送収支計算書においても同様の誤りが確認された。	省令に基づき、内容に応じて直接配賦又は配賦比率により適切に託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)及び(2)①
7	託送収支	需給調整費の計上漏れ	必要調整力の確保先が自社製造部門のみであり、必要調整力に係る社内合意書が無い場合には、料金改定による原価洗い替えが行われない限りにおいて、原価に織り込んだ需給調整費単価及び必要調整力を使用するものとする必要があるところ、需給調整費の計上が漏れていた。	省令に基づき、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
8	託送収支	資金調達金額(支払利息及び社債発行費)の算定誤り	機能別配賦を行い導管部門の資金調達金額を算定しているが、その配賦先に誤りがあった。「受入設備、貯蔵設備、気化設備、導管設備、基地共通、発電所共通」の期首原価比率を用いて資金調達を配賦し、そのうち「基地共通、発電所共通」に配賦されたものを「受入設備、貯蔵設備、気化設備、導管設備」の期首原価比率を用いて再配賦するべきであるところ、「導管設備」を含めずに再配賦をしていた。	「導管設備」も含めた「受入設備、貯蔵設備、気化設備、導管設備」に、「基地共通、発電所共通」の金額を再配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (5)
9	託送収支	補償料等収入の計上区分誤り	「年次契約中途減少更改補償料」及び「契約最大払出量超過補償料」については、それぞれ「自社託送収益」及び「事業者間精算収益」に含めて計上されている。	「年次契約中途減少更改補償料」及び「契約最大払出量超過補償料」については、「その他託送供給関連収益」の「補償料等収入」に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)(6)
10	託送収支	検討料収入の計上漏れ	検討料収入が発生しているにもかかわらず、その他託送供給関連収益に計上されていなかった。	検討料収入はその他託送供給関連収益に適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
11	託送収支	特別利益の配賦率の算定誤り	旧事業所の土地・建物等の売却に伴う売却益に、託送に係る配賦率を乗じて特別利益を算定する際、昨年度の配賦率を用いて算定していた。	省令に基づき、適正な配賦率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (4)
12	託送収支	資金運用に係る営業外収益、資金調達に係る営業外費用の未計上	資金運用収益、資金調達費用については料金原価に算入されていないことを理由に未計上であった。	省令に基づき、適正に算定された比率により、それぞれ収益、費用を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1)及び(5)
13	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	「想定原価と実績費用の乖離額」の算定にあたり、託送供給関連部門原価から調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の額を控除すべきところ、託送収支計算書上の法人税等の額を控除する誤りがあった。	託送収支計算規則の改正(超過利潤計算書の様式変更)に伴い、超過利潤計算書上の「調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等」の額を計上して算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
14	託送収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあつた。	託送収支計算規則の改正(事業税算出方法の変更)に伴い、地方税の定めにより算出した収入課税(一般ガス導管事業分)の額を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
15	託送収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあつた。	託送収支計算規則の改正(事業税算出方法の変更)に伴い、地方税の定めにより算出した収入課税(一般ガス導管事業分)の額を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
16	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	超過利潤計算書における「税引前託送供給関連部門当期純利益」欄に「託送供給関連部門当期純利益」の額を計上する誤りがあつた。	託送収支計算規則の改正(超過利潤計算書の様式変更)に伴い、託送収支計算書上の「税引前託送供給関連部門当期純利益」の額を計上して算定を行るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
17	託送収支	自社託送収益の算定誤り	託送収支計算書作成において、自社託送収益に誤って受注工事収益が合算して入力されていた。	自社託送収益には、受注工事収益を除いて整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
18	託送収支	営業外収益の計上誤り	託送収支計算書作成において、営業外収益(雑収入・その他)が誤って入力されていた。	直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」に整理し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
19	託送収支	営業外収益の計上誤り	託送収支計算書作成において、営業外収益(雑収入・その他)が誤って入力されていた。	直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」に整理し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
20	託送収支	自社託送収益の算定誤り	託送収支計算書の作成に当たって、自社託送収益、事業税、営業外収益等の算定に誤りがあったため、適切な配分基準が算定されておらず、託送収支計算書が誤って作成されていた。	適切な配分基準により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表1 1.(2)
21	託送収支	託送費用の整理誤り	供給販売費の機能別展開において検針作業に係る委託作業費用は直接配賦するべきところ、総人員費により配賦していた。	委託内容から、検針と集金項目に直課するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
22	託送収支	託送費用の整理誤り	供給販売費の機能別展開において検針作業に係る委託作業費用は直接配賦するべきところ、総人員費により配賦していた。	委託内容から、検針と集金項目に直課するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
23	託送収支	託送費用の整理誤り	一般管理費に事業税を含め算定していた。	事業税を除き算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
24	託送収支	事業税の算定誤り	平成29度の課税標準となる額を使用し事業税を算出していた。	平成30年の課税標準となる額を使用し事業税を算出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-2.(4)
25	託送収支	託送収支計算書作成誤り	託送収支計算書作成において、営業費用の委託作業費に入札等を行わず、また、実施の確認がとれないコンサルティング費用が合算されていた。	託送供給関連業務に該当する費用に基づき作成するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
26	託送収支	配賦係数の算定方法誤り	供給販売費の機能別原価への配分に使用する導管延長比の算定を、平成28,29,30年度の「新設」導管長により算定していた。	導管延長によるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-2. (2)①
27	託送収支	機能別原価への配分方法の間違い	一般管理費のうち「宣伝広告関連」「システム関連」の機能別原価への配分を人員比で行っていた。	直課もしくは機能別原価金額比で実施するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
28	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない ・導管延長数に間違いがあった ・電力使用量、水道使用量の年度集計が誤っていた	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
29	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
30	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
31	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・導管延長数に間違いがあった	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
32	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
33	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
34	託送収支	一般管理費のコストプールへの区分入力誤り	一般管理費のコストプールへの区分において、一般管理費の運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料を記入すべきところ供給販売費の値が記入されていた。	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
35	託送収支	ガス事業に係る営業外収益の整理誤り	営業外収益の「その他」に、営業雑収益に整理すべきガス内管撤去工事収益が算入されていた。	ガス撤去工事収益は、料金収入比の算定には関係しない。また、当該収益は営業雑収益に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
36	託送収支	営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定において、営業外収益項目には「雑収入」の直接配賦分+「その他」の直接配賦分を整理すべきところ、直接配賦以外の値が算入されていた。また、営業外費用項目には「資金調達」+「雑支出等」の直接配賦分+「その他」の直接配賦分を整理すべきところ、直接配賦以外の値が算入されていた。	正確に記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-3.
37	託送収支	特別利益・損失に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	特別利益・損失に係る機能別原価項目金額比の算定において、一般管理費及び特別損失に算入すべき項目を誤っていた。	正確に記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-3.
38	託送収支	機能別配賦係数の整理誤り	一般管理費の機能別配賦係数の整理について、総人員比、固定資産金額比の一部に記載誤りがあった。	実態どおりの比率により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
39	託送収支	料金収入比の算定誤り	料金収入比の算定において、損益計算書に記載している額と異なる額により計算していた。	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
40	託送収支	託送収支計算書作成誤り	雑収入・その他の営業外収益の機能別展開において、営業外収益その他の直接配賦と機能別原価配賦の按分計算が誤っていた。	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
41	託送収支	一般管理費のコストプールへの区分入力誤り	一般管理費に直課できない費用のコストプールへ区分の土地建物関連について固定資産金額比により配賦していた。	機能別原価項目の金額比により機能別原価に配賦するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
42	託送収支	営業外費用に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	営業外費用を機能別展開し、託送供給関連部門の金額を合算するところ、合算すべき項目が誤っていた。	託送供給関連部門の費用である項目を集計するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表1-3(2)(3)
43	託送収支	超過利潤計算書の作成誤り	第1表超過利潤計算書が旧様式で作成されていた。	定められた計算書を作成するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第5条
44	託送収支	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定に係る配分係数の算出を誤り、減価償却費を誤つて算出していた。	正確に算出し記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
45	託送収支	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定に係る配分係数の算出を誤り、減価償却費を誤つて算出していた。	正確に算出し記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
46	託送収支	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定に係る配分係数の算出を誤り、減価償却費を誤つて算出していた。	正確に算出し記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
47	託送収支	託送資産明細書の記載誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定で機能別に託送供給関連部門特定が存在するにもかかわらず、託送供給関連部門特定の算出を行っていないかった。	全ての機能別展開を逆算により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
48	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
49	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
50	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
51	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、固定資産除却費の控除が漏れていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
52	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
53	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、諸経費に労務費を算入していた。 また控除項目の算定において減価償却費の逆算の機能別展開表で従量項目を記載していた。	諸経費には労務費を合算せず、また、従量項目は記載するべきではない。 正確に記載し算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第2-1.及び2.
54	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、機能別原価項目に誤算定値を使用していた。	諸経費には労務費を合算せず、また、従量項目は記載するべきではない。 正確に記載し算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第2-1.及び2.
55	託送収支	料金収入比の算定誤り	損益計算書と異なる誤った額により料金収入比を算定していた。	正確に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
56	託送収支	前期超過利潤累積額の記載誤り	平成30年度に行ったガス導管事業者の収支状況の事後評価において、新制度になった4~12月分の当期超過利潤累積額及び当期内部留保相当額を事業者に報告を求めたが、通年となっていないその数値を勘違いして前期超過利潤累積額等に記載していた。当期超過利潤累積額等もその数値を使用して算出していた。	前年度分の「当期超過利潤累積額」等を転記して、算出するべきである。	託送収支計算規則 別表第3. 2. (1) 託送収支計算規則 別表第3. 4. (1)
57	託送収支	前期超過利潤累積額の記載誤り	平成30年度に行ったガス導管事業者の収支状況の事後評価において、新制度になった4~12月分の当期超過利潤累積額等を事業者に報告を求めたが、通年となっていないその数値を勘違いして記載していた。	前年度分の「当期超過利潤累積額」を転記するべきである。	託送収支計算規則 別表第3. 2. (1)
58	託送収支	託送収支計算書の整理誤り	託送収支を計算する際に、エクセルシートの入力の時に段ずれし、託送供給関連部門当期純利益ほかの数値に誤りがあった。また、託送資産明細書の運転資本ほかにも誤りがあった。	誤入力が無いか十分に確認して算出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条及び第4条
59	託送収支	託送収益明細表の誤計算	託送収益明細表の合計単価を計算する際、誤つて「その他託送供給関連収益(自社検討料収入)」を含めて算定していた。	託送収益明細表の合計単価を計算する際は、託送供給収益、自社託送収益及び事業者間精算収益の合計とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
60	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の機能別合計金額比の算定において、コストプールに区分した一般管理費(直接配賦+配賦)を合計に含めていなかったため、一般管理費が正しく算定されていなかった。	一般管理費の機能別合計金額比を算定する際は、コストプール区分した一般管理費(直接配賦+配賦)も合計に含めて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)②
61	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものが雑収入に計上されていなかった。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
62	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
63	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
64	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
65	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
66	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかつたものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
67	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
68	託送収支	託送収益明細表の誤計算	託送収益明細表の合計単価を計算する際、誤つて「その他託送供給関連収益」を含めて算定していた。	託送収益明細表の合計単価を計算する際は、託送供給収益、自社託送収益及び事業者間精算収益の合計とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
69	託送収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、誤つて供給管を含めた投資額を記載していた。	本支管投資額実績表には、供給管を除いた投資額を記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
70	託送収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、本支管投資額にガス事業法施行規則様式第60第6表(供給計画 第6表)の実績見込が計上していた。	本支管投資額実績表において、本支管投資額にはガス事業法施行規則様式第60第6表(供給計画 第6表)の実績を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
71	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
72	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(6)
73	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理するべきところ事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、計算規則に基づき、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)
74	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値(帳簿価額)をもとに算定するべきところ、設備勘定(有形)の直課・直課不能分を整理する際、取得原価の期首期末平均値を用いて算定していた。	設備勘定(有形)の直課・直課不能分を整理する際は、取得原価ではなく帳簿価額の期首期末平均値を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
75	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものの内、一部の項目について雑収入に計上するべきところ、誤って資金運用に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
76	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
77	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
78	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(6)
79	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
80	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
81	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、「自己託送(自家消費分)」に係る収益の計上を失念していた。	自社託送収益の算定において、自家消費分を導管部門、非導管部門(小売部門等)に按分し、この内、非導管部門の自家消費分に係る託送収益を自己託送として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(2)
82	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものの内、一部の項目について雑収入に計上するべきところ、誤って資金運用に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
83	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(6)
84	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、「自己託送(自家消費分)」に係る収益の計上を失念していた。	自社託送収益の算定において、自家消費分を導管部門、非導管部門(小売部門等)に按分し、この内、非導管部門の自家消費分に係る託送収益を自己託送として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(2)
85	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱わなかつたものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
86	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかつたものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(6)
87	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、「自己託送(自家消費分)」に係る収益の計上を失念していた。	自社託送収益の算定において、自家消費分を導管部門、非導管部門(小売部門等)に按分し、この内、非導管部門の自家消費分に係る託送収益を自己託送として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(2)

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
88	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)
89	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別配賦する際に用いる固定資産金額比の算定において、本来、計上すべきではない固定資産を誤って計上していた。	供給販売費を機能別配賦する際は、固定資産を適正に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)
90	託送収支	資金運用の算定誤り	資金運用に係る営業外収益の算定に当たり、売上高比により整理したのちに料金収入比で整理していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(1)に基づき行つた資金運用に係る営業外収益の算定に誤りがあった。資金運用に係る営業外収益は料金収入比により整理すべきであり、売上高比により整理したのちに料金収入比で整理する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(1)
91	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	託送供給関連部門のその他の営業外収益の整理に当たり、ガス事業に係わる貸倒引当金戻入額の整理において、洗替法による託送供給関連部門の貸倒引当金戻入額を売上高比を用いて整理していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(3)に基づき行つた託送供給関連部門のその他の営業外収益の整理に不適切な部分があつた。ガス事業に係わる貸倒引当金戻入額の整理において、洗替法による託送供給関連部門の貸倒引当金戻入額を売上高比を用いて整理する方法は不適切であり、先期に計上した貸倒引当金線入額により整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(3)
92	託送収支	その他の営業外収益およびその他の営業外損益の算定誤り	営業外収益及び費用の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)(3)に基づき行つた営業外収益及び費用の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあり、適正に算出された機能別原価項目金額比を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)(3)
93	託送収支	特別損失の算定誤り	特別損失の算定において、機能別原価項目金額比の算定に用いるその他の営業外収益に誤りがあるため算定された機能別原価項目金額比に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)に基づき行つた特別損失の算定において、機能別原価項目金額比の算定に用いるその他の営業外収益に誤りがあるため算定された機能別原価項目金額比に誤りがあり、適正に算出された機能別原価項目金額比を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)
94	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されておらず、適正に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3
95	託送収支	事業税の算定誤り	地方税法に基づく法人事業税の申告の際に購入ガス費及び事業者精算費を控除して課税標準となる収入金額を算定しているにも係わらず、事業税の託送収支分を算定する際に託送収益から事業者間精算費を控除せずに託送収支分の事業税を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)に基づき行つた事業税の算定に誤りがあった。地方税法に基づく法人事業税の申告の際に購入ガス費及び事業者精算費を控除して課税標準となる収入金額を算定しているにも係わらず、事業税の託送収支分を算定する際に託送収益から事業者間精算費を控除せずに託送収支分の事業税を算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)
96	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されておらず、適正に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3
97	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、以下の不適切な処理を行ったことから供給販売費うち労務費、その他経費、減価償却費が適正に算定されていなかった。 ・その他経費に委託作業費の一部が算入されていなかった。 ・その他経費のうち委託販売費について、直接配賦することが適当な費用についても人員比率で配賦して整理していた。 ・営業費明細表における供給販売費用の労務費(給料、賞与、法定福利費)に誤りがあることから、託送収支用における供給販売費用についても労務費(給料、賞与、法定福利費)が適正に算定されていなかった。 ・機能別原価項目の算定に用いる供給販売費用の減価償却費が、ガス事業にかかる費用として整理した供給販売費用の減価償却費と異なっていた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)①に基づき行つた供給販売費の整理において、不適切な処理を行つたことから供給販売費うち労務費、その他経費、減価償却費が適正に算定されておらず、規則に基づき適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)①
98	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を用いて算定する際に、地方税法に基づく法人事業税の申告する際には、購入ガス費及び事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、託送収益から事業者間精算費を控除せず託送供給に係る事業税を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)に基づき行つた事業税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を用いて算定する際に、地方税法に基づく法人事業税の申告する際には、購入ガス費及び事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、託送収益から事業者間精算費を控除せず託送供給に係る事業税を算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)
99	託送収支	一般管理費の算定誤り	規則別表第1 2.(2)③に基づき行つた一般管理費の整理において、誤った供給販売費を用いて算定された機能別原価項目金額比を算定に用いていることから一般管理費が適正に算定されていなかった。	規則別表第1 2.(2)③に基づき行つた一般管理費の整理において、誤った供給販売費を用いて算定された機能別原価項目金額比を算定に用いていることから一般管理費が適正に算定されていない。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)③
100	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、保険事務手数料の算入もあること、また、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、その他営業外収益が適正に算定されていなかった。また、同表3.(7)に基づき行つたその他の営業外費用の整理についても、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(3)に基づき行つたその他の営業外収益の整理において、保険事務手数料の算入もあること、また、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、その他営業外収益が適正に算定されていない。また、同表3.(7)に基づき行つたその他の営業外費用の整理についても、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、適正に算定されていない。規則に基づき適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(3)
101	託送収支	特別損失の算定誤り	特別損失の整理において、供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比に誤りがあることから、特別損失が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)に基づき行つた特別損失の整理において、供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比に誤りがあり、適切に算定された機能別原価項目金額比を用いて特別損失を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
102	託送収支	運転資本の算定誤り	託送収支計算書の供給販売費及び一般管理費に誤りがあるため、託送資産明細書のうち運転資本が適正に算定されていなかった。	託送資産明細書のうち運転資本については、供給販売費及び一般管理費に誤りがある託送収支計算書に基づき算定されているため、正確に算定された託送収支計算書に基づき算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2_2.
103	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適切に作成されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、適正に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3
104	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定において、当該事業者は、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る)に該当しない事業者であるにも係わらず、課税標準となる収入に対する託送収益の比により算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(4)に基づき行つた事業税の算定において、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る)に該当しない事業者は事業税を地方税法の定めるところにより算定した額とすべきであり、課税標準となる収入に対する託送収益の比により算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(4)
105	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等の算定において、算定に用いる営業利益に誤りがあるため法人税等が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_3.(9)に基づき行つた法人税等の算定において、算定に用いる営業利益に誤りがあるため、適正に算定された営業利益の値を用いて法人税等を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_3.(9)
106	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の整理において、供給販売費及び一般管理費の金額に誤りがあるため、自社託送収益が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_1.(2)に基づき行つた自社託送収益の整理において、適正に供給販売費及び一般管理費を算定し自社託送費用比率を求め、ガス売上高に乗じて自社託送収益を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_1.(2)
107	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、固定資産税及び道路占用料が適正に計上されていなかった。	規則別表第1_2.(2)①に基づき行つたガス事業に係る供給販売費の整理において、適正に固定資産税及び道路占用料を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(2)①
108	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の整理において、租税課金が適正に計上されていなかった。また、供給販売費で整理すべき貸倒引当金繰入額を一般管理費として整理していた。	規則別表第1_2.(2)②に基づき行つたガス事業に係る一般管理費の整理において、事業税を除いて租税課金を計上するべきである。また、貸倒引当金繰入額は一般管理費ではなく供給販売費で整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(2)②
109	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の整理において、課税標準となる収入については事業税申告書におけるガス供給業に係る収入金額の課税標準額とすべきところ、製品(ガス)売上、営業雑収益、附帯事業収益の合計額を計上していた。	規則別表第1_2.(4)に基づき行つた事業税の整理において、課税標準となる収入については事業税申告書におけるガス供給業に係る収入金額の課税標準額とすべきであり、製品(ガス)売上、営業雑収益、附帯事業収益の合計額により算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(4)
110	託送収支	運転資本の算定誤り	託送収支計算書の供給販売費及び一般管理費に誤りがあるため、託送資産明細書のうち運転資本が適正に算定されていなかった。	供給販売費及び一般管理費に誤りがある託送収支計算書に基づき運転資本が算定されているため、正確に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2_1.
111	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、補償料が算入されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.に基づき行つた託送費用の整理について、補償料を算入し、適正に供給販売費のその他経費を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.
112	託送収支	事業者が定める算定方法の未届出	事業税の算定において、規定と異なる算定方法により算定しているにもかかわらず、規則第六条に定める届出が行われていなかった。	規則別表第1_2.(4)に基づき行つた事業税の算定において、規定と異なる算定方法により算定していることから、規則第六条に定める届出をするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_2.(4)
113	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等の算定において、算定結果が零を下回るため零とすべきところ、零を下回る額を計上していた。	規則別表第1_3.(9)に基づき行つた法人税等の算定において、算定結果が零を下回るため、零とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1_3.(9)
114	託送収支	法人税等の算定誤り	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の算定において、零を下回る場合については零とすべきところ、零を下回る額を計上していた。	規則別表第3_1.(3)に基づき行つた調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の算定において、零を下回るため、零とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3_1.(3)
115	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、適正に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3_1.、2.、4.
116	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定方法としては、営業費等(減価償却費(資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とするべきである。	運転資本の算定方法としては、営業費等(減価償却費(資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2_2.

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
117	託送収支	託送資産(設備勘定(有形))の算定誤り	託送資産(設備勘定(有形))の算定に当たり、期末の額により算定していた。	期首期末平均又は期央残高の額により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
118	託送収支	託送費用の算定誤り	本来は営業外費用のその他で算定すべき料金原価に織り込まれていなかつた要因のものを雑支出等に含めて算定していた。	営業外費用のうち、雑支出等は、ガス事業託送料金算定規則別表第1第1表(2)により織り込まれたもので整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.
119	託送収支	託送資産(無形固定資産)の算定誤り	無形固定資産の一般管理設備に、重複した金額を計上して算定していた。	無形固定資産は、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
120	託送収支	託送資産(長期前払費用(及び運転資本))の算定誤り	長期前払費用の一般管理設備の額が「直課分合計」欄に計上されていたため、結果として「直課不能分及び一般管理設備合計」欄に計上がなかった。	長期前払費用は、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
121	託送収支	営業外収益・費用の算定誤り	営業外収益・費用に、ガス事業に係るもの以外の数値を含めて算定していた。	営業外収益・費用は、ガス事業に係る収益・費用により、適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.
122	託送収支	配賦係数の設定誤り	託送供給関連部門に係る営業外収益、営業外費用及び特別損失を整理する際、275/365を乗じて算定していた。	営業外収益、営業外費用及び特別損失を整理する場合は、適正な配賦係数を用いて整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.
123	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定に当たり、1.5月分/12月で算定するところを1.5月分/9月で算定していた。	運転資本の算定方法としては、営業費等(減価償却費(資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
124	託送収支	営業外収益・費用の算定誤り	営業外収益・費用に、ガス事業に係るもの以外の数値を含めて算定していた。	営業外収益・費用は、ガス事業に係る収益・費用により、適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.
125	託送収支	配賦係数の設定誤り	租税課金の一部について、人員比ではなく、車両比により整理していた。	独自ルールを採用する場合以外は、規則で定められた配賦係数を用いて適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.2.(2)①
126	託送収支	託送費用の算定誤り	供給販売費のその他経費を整理する際、需要開発費を計上せずに算定していた。	託送費用を整理する際、供給販売費を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.2.(2)①
127	託送収支	託送資産(設備勘定(有形)及び無形固定資産)の算定誤り	託送資産(設備勘定(有形)及び無形固定資産)を算出する際、期首の数値を入力すべきところを誤って期末の数値を入力していたため、結果として期末の数値の額となっていた。	設備勘定(有形)及び無形固定資産は、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
128	託送収支	特別損失の算定誤り	特別利益・損失の機能別原価項目金額比の算定において、営業外収益の減算及び営業外費用の加算がなく、また直接配賦分ではない特別損失を加算して算定していた。	特別損失の整理は、直接発生の主たる要因に応じて直接配賦、または適正な機能別原価項目金額比を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.3.(8)
129	託送収支	託送資産(建設仮勘定、設備勘定(有形))の算定誤り	従前の供給約款料金算定時のレートベースにより算定していた。	決算確定値をもとに、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2.2.
130	託送収支	「自社託送収益」のうち自己託送分の計上漏れ	自社が使用するガスについて、自己託送(自社ネットワーク部門以外が使用するガス)と自家消費(自社ネットワーク部門が使用するガス)に区分し、そのうち自己託送に区分したものを「自社託送収益」に計上すべきであるが、この計上が漏れていた。	自己託送分を適正に算定し、自社託送収益に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.1.(1)
131	託送収支	供給販売費の誤記入	「供給販売費」(配賦前)のうち賃借料の算定に当たり、製造費の電算機賃借料を加えて算定していた。	「供給販売費」(配賦前)のうち賃借料の算定に当たり、製造費の電算機賃借料を加えるべきではない。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.2.(2)
132	託送収支	営業外収支の誤記入	「営業外収支」のうち資金運用等及び資金調達の算定に当たり、ガス事業以外の経費を加えて算定していた。	「営業外収支」のうち資金運用等及び資金調達の算定に当たり、ガス事業とその他事業を按分した数値を用いるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1.2.(2)

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
133	託送収支	本支管投資額の算定誤り	「託送資産明細書の本支管投資額実績表」のうち本支管投資額の算定に当たり、供給管の投資額を加えて算定していた。	「託送資産明細書の本支管投資額実績表」のうち本支管投資額の算定に当たり、供給管の投資額は除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2(「託送供給収支計算手法の概要」第4章1.(2))
134	託送収支	事業税の算定における課税標準となる額及び固定資産除却損の誤記入	事業税の算定における課税標準となる額を、平成30年度の数値を記載するところ、平成29年度の数値を記載していた。託送資産の配賦において、供給販売費の控除項目を算定するのに、供給販売費以外の固定資産除却損を加えて算定していた。	事業税の算定における課税標準となる額は、平成30年度の数値を記載するべきである。託送資産の配賦において、供給販売費の控除項目を算定するのに、供給販売費のみの固定資産除却損で算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4) 及び別表第2 1.
135	託送収支	旅費交通費及び教育費の誤記入	旅費交通費及び教育費を全て一般管理費に計上していた。	供給販売費の旅費交通費及び教育費は、供給販売費に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
136	託送収支	託送資産明細書の誤記入	特定導管投資額実績表の直近実績に誤った金額を記入していた。	過年度の実績額を正確に記入するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
137	託送収支	託送収支計算書の自社託送収益算定方法の誤り	自社託送収益について、非承認事業者にもかかわらず、承認事業者の算定方法で算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
138	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員比、総人員比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
139	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる固定資産金額比率を誤って算定していた。また、需要開発費及び委託作業費の中で、託送費用として特定できない費用を託送費用に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定できるものは直接配賦し、それ以外は配賦基準比によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(1)(2)
140	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定期、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
141	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦する際、直接配賦すべき内容の中でシステム関連等を人員比で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定できるものは直接配賦し、それ以外は機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
142	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費の租税課金が、財務諸表の営業費明細表(供給販売費)の租税課金と一致していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2
143	託送収支	託送収支計算書の営業外収益算定誤り	営業外収益の資金運用の算定にあたり、料金収入比を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正な料金収入比により資金運用に係る営業外収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3(1)
144	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費の賃借料を配賦基準に従い、配賦する際、賃借料の内訳項目である[導管関連]と[その他]の金額を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
145	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
146	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	一般管理費の託送費用を抽出する際、機能別展開において、コストプール区分した費用の一部が適切に反映されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定できるものは直接配賦し、それ以外は機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
147	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定誤り	自社託送収益については、当該事業者の個別需要家の販売量に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額を算定することになっているが、この方法に基づき算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
148	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる嘱託人員比、固定資産金額比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
149	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	運転資本について、一般管理費の控除金額が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本は、営業費等から減価償却費、固定資産除却損等を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2
150	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる総人員比、固定資産金額比の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
151	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	供給販売費を配賦する際、託送費用として特定できる費用(消耗品)を直接配賦していなかった。また、託送費用として特定できない費用(委託作業費)を託送費用に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用として特定できるものは、直接配賦して、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(1)、(2)
152	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	ガスマーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスマーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)③
153	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	ガスマーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスマーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)③
154	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	ガスマーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスマーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)③
155	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
156	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる導管延長比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
157	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
158	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定誤り	自社託送収益について、託送供給約款不要承認事業者は、ガス売上高に、ガス事業に係る費用の合計額に占める自社託送費用の割合を乗じて算定するが、供給販売費のみを自社託送費用とし、一般管理費が合算されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1(2)
159	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる人員比、固定資産金額比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
160	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
161	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に配賦の根拠となる固定資産金額比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
162	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	ガスマーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスマーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)③
163	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる導管延長比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によつて供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
164	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	ガスマーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスマーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)③
165	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	託送費用に業務区分「小売」に該当する集金業務が含まれていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送供給等関連業務に係る費用(託送費用)を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条、別表第1 2(3)
166	託送収支	託送供給関連部門事業報酬額の算定誤り	託送供給関連部門事業報酬額の算定方法を誤っていた。	直近の託送供給料金を設定した際に整理した料金算定期間規則様式第3第1表の事業報酬額を原価算定期間の年数で除した額に修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (4)
167	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	託送供給関連部門事業報酬額の算定において、託送供給約款の料金設定の際の事業報酬額と異なる額により算定したため、事業報酬額が誤っていた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (1)
168	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
169	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
170	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
171	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
172	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
173	財務諸表	勘定科目的分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用／その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
174	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
175	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
176	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
177	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
178	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
179	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
180	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社員の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
181	財務諸表	勘定科目的分類誤り	需要家ガス撤去工事を営業外収益／雑収入に計上していた。	受注工事勘定をもって整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
182	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(自社員が実施した工事)に要した費用のうち、労務費を振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
183	財務諸表	勘定科目的分類誤り	内管工事(自社員が実施した工事)に要した費用のうち、労務費を振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
184	財務諸表	固定資産の除却もれ	撤去済みの設備に関する舗装が、固定資産台帳に記載されていた。	設備の撤去に伴い、当該舗装は使用が廃止されていることから、該当勘定から減額するべきである。	ガス事業会計規則第6条、第3項

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
185	財務諸表	受注工事勘定の整理について	受注した都市ガス内管工事及び暖房機取り付け工事を一括して受注工事収益に計上していた。	都市ガス内管工事は「営業雑収益／受注工事収益」へ、暖房機取り付けは「営業雑収益／その他雑収益」へ整理するべきである。	ガス事業会計規則第2条、11条別表第1
186	財務諸表	勘定科目の分類誤り	附帯事業であるプロパンガス需要家に対する費用を供給販売費／需要開発費に計上していた。	供給販売費／需要開発費には計上するべきではない。	ガス事業会計規則第12条、第13条
187	財務諸表	受注工事費用に関係ない工事材料混入	内管工事に使用していない工事材料を受注工事勘定に計上していた。	受注工事勘定には計上するべきではない。	ガス事業会計規則第11条
188	財務諸表	受注工事費用及び収益の算出誤り	損益計算書の受注工事費用及び受注工事収益に本支管支障移設工事(仮設分)及びその他営業雑工事(ボイラー工事等に伴う給排水等)のものが含まれており、また、直営の社員による内管工事に係る労務費が含まれていなかった。	内管工事に関する費用及び収益のみを計上し、その他はその他営業雑費用及び収益に計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
189	財務諸表	二部門以上に共通する費用の配賦誤り	様式第8「営業費明細表」の供給販売費に電力料、水道料及び使用ガス費が配賦されていなかった。	直接配賦できる費用以外は、適当な基準により各部門に配賦するべきである。	ガス事業会計規則取扱要領 第95
190	財務諸表	受注工事費用及び収益の算出誤り	損益計算書の受注工事費用及び受注工事収益にその他営業雑工事(ボイラー工事等に伴う給排水等)のものが含まれていた。	内管工事に関する費用及び収益のみを計上し、その他はその他営業雑費用及び収益に計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
191	財務諸表	二部門以上に共通する費用の配賦誤り	様式第8「営業費明細表」の製造費及び供給販売費に旅費交通費及び教育費が配賦されていなかった。	関係費用は直接配賦できるものはするべきである。	ガス事業会計規則第2条
192	財務諸表	営業費明細書の算定誤り	ガス事業会計規則第2条第4項第4号に規定する営業費明細表の作成に当たり、労務費(給料、賞与、法定福利費)について前年度実績額を振替前金額として算定したため、営業費明細表が適切に作成されていなかった。また、これにより損益計算書も適切に作成されていなかった。	ガス事業会計規則第2条第4項第4号に規定する営業費明細表の作成に当たり、労務費(給料、賞与、法定福利費)について前年度実績額を振替前金額として算定したため、営業費明細表が適切に作成されていない。また、これにより損益計算書も適切に作成されていない。当年度実績額を振替前金額として算定するべきである。	ガス事業会計規則第2条第4項第4号
193	財務諸表	配管工事の労務費単価の処理誤り	配管工事を発注する同社は、工事材料については毎年価格の見直しを行っているものの、労務費については平成7年当時作成の単価表を20年以上使用継続、工事費の積算、契約等を行っていた。	工事費の積算を適正にするべきである。	ガス事業会計規則第4条
194	財務諸表	労務費振替の算定誤り	請負工事について、施工管理を含めて契約先に工事を任せており、同社は現場管理等を行っていないにもかかわらず一定割合で労務費振替を行っていた。	労務費振替の算定を適正にするべきである。	ガス事業会計規則第4条
195	財務諸表	固定資産額の算定誤り	請負工事について、一部に修繕費が含まれていたにもかかわらず、工事費全額を固定資産額に計上していた。	固定資産額の算定を適正にするべきである。	ガス事業会計規則第3条
196	財務諸表	建設仮勘定の処理誤り	固定資産の建設工事において、書類上及びシステム上も建設仮勘定が台帳により処理されていなかった。	建設仮勘定を台帳により適正に処理するべきである。	ガス事業会計規則第5条
197	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していないかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
198	財務諸表	勘定科目の誤り	収入金額を課税標準とする事業税は、一般管理費に整理すべきところ、損益計算書の法人税等に計上していた。	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするもの)は、一般管理費に整理するべきである。	ガス事業会計規則別表第1
199	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事は受注工事勘定に計上、整理しなければならないところ、損益計算書の「その他営業雑収益」及び「その他営業雑費用－器具販売費用」に整理していた。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条

令和元年度ガス事業監査結果報告(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
200	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
201	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
202	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
203	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
204	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
205	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
206	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
207	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
208	財務諸表	勘定科目の誤り	収入金額を課税標準とする事業税が、一般管理費に整理されていなかった。また、雑収入である補償金を受注工事売掛金で整理し、その他未収入金で整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするもの)は、一般管理費に整理するべきである。また、製品売上代金及び営業雑収益以外の未収額は未収入金で整理するべきである。	ガス事業会計規則第21条 別表第一
209	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
210	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
211	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
212	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条